

コロナ禍における社労士の取り組み

2020年、世界は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」でこれまでの状況が様変わりした。新型コロナウイルス感染症は、2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において「原因不明のウイルス性肺炎」として初めて確認されて以降、国際的に感染が拡大した。世界保健機関（WHO）は、2020年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」、同年3月11日に「世界的大流行（パンデミック）」を宣言した。

日本では、2020年1月に国内初の患者が確認され、同年2月に指定感染症及び検疫感染症に指定し、大規模イベントの中止、延期等の要請が行われるとともに、3月に入ると小・中学校、高校等に臨時休業が要請された。以降も、感染が急速に拡大し、同年4月7日には初めて7都府県を対象に緊急事態宣言が発出（16日には対象が全国に拡大）され、外出自粛要請と飲食店等に対する休業要請が行われるなど、社会・経済活動は大きく制限されることとなった。

このように新型コロナウイルスの感染が全国に拡大し、多くの事業者が政府や自治体からの休業要請、営業自粛に伴う臨時休業やイベント中止、学校の臨時休校に伴う対応などに直面し、また世界的な感染拡大に伴い、サプライチェーンの毀損・停滞や海外市場の低迷を招き、このことによっても部品調達の遅れや操業縮小するなど、企業を取り巻く経営環境は一変した。

こうした状況の中、企業においては緊急融資や各種助成金等の政府支援策を利用しながら、資金繰りや雇用維持のため懸命に経営努力しているものの長期化し、深刻さは日々増しており、現在もなお、事業の維持・存続について予断を許さない状況が続いている。

2020年は、この国難ともいえる状況の中、全国の社労士が「Beyond CORONA」、「1社でも多くの事業主と1人でも多くの雇用を守る」をスローガンに立ち上がり、雇用調整助成金の申請支援をはじめとする政府からの要請に応えながら、労働社会保険諸法令を扱う国家資格者としての社会的使命を果たすため奔走し続けた年であり、その闘いは今も続いている。

一方、感染拡大を機に、今後は新型コロナウイルスと共存する世界となり、業種や規模を問わず、全ての企業が感染予防を踏まえた企業活動への対応が求められ、企業による「新たな生活様式」に沿って対応することが余儀なくされた。

また、労働者、取引先等の立場からみた場合でも、生活様式が見直され、例えばテレワークや時差出勤などの柔軟で多様な働き方の導入が加速的に進んだ。

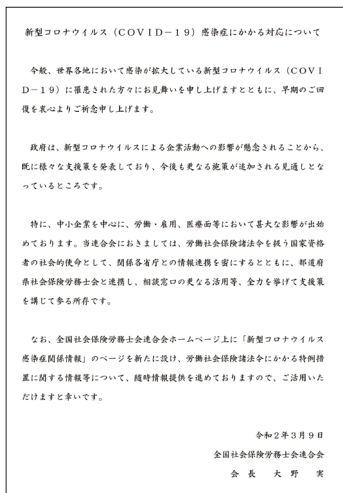
巻頭特集では、今般の国難に際し、国家資格者の使命として社労士あるいは全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）の取り組みを振り返ることとしたい。

1. 連合会トップの声明・メッセージ発信

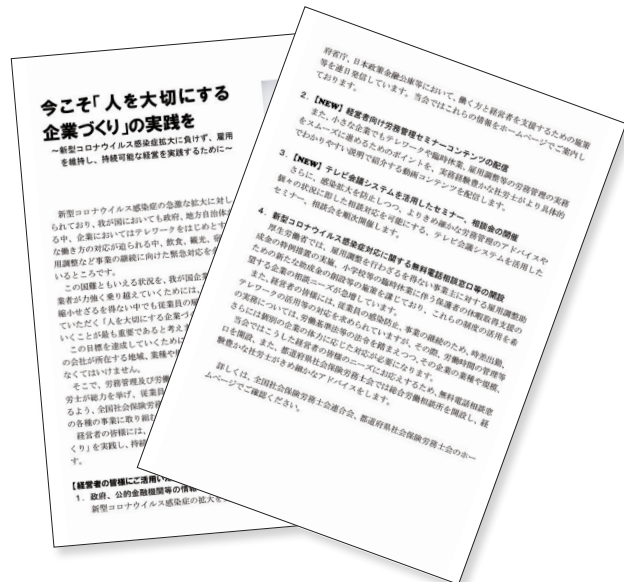
連合会では、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴う企業活動への影響が懸念され、雇用に関する問題が表面化してきたことを受け、2020年3月9日に「新型コロナウイルス(COVID-19)感染症にかかる対応について」と題した会長声明をリリースし、労務管理及び労働社会保険諸法令を扱う国家資格者としての社会的使命を果たすべく、関係各省庁や都道府県会と連携し、各種支援策を講じることを表明した。

また、世界中に感染が拡大し、日本国内においても政府や地方自治体が不要不急の外出自粛を求める中、それに伴い、企業活動にも甚大な影響が顕著にあらわれ始めた時期の2020年4月3日に「今こそ「人を大切に作る企業づくり」の実践を～新型コロナウイルス感染症拡大に負けず、雇用を維持し、持続可能な経営を実践するために～」の会長メッセージを発信した。本メッセージでは、1社でも多くの事業主と1人でも多くの労働者の雇用を守るため、「経営者の皆様にご活用いただきたい全国社会保険労務士会連合会の取り組み」として、以下のとおり、支援策の方向性を4つ示した。

1. 政府、公的金融機関等に関する情報サイトの開設
2. 経営者向け労務管理セミナーコンテンツの配信
3. テレビ会議システムを活用したセミナー、相談会の開催
4. 新型コロナウイルス感染症対応に関する無料電話相談窓口等の開設



2020年3月9日付会長声明



2020年4月3日付会長メッセージ

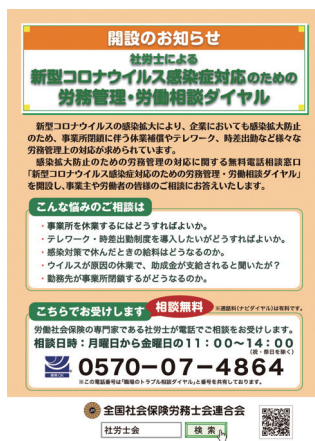
2. 連合会ホームページに「新型コロナウイルス感染症関係情報」緊急特設ページを開設

国民全体にいち早く、政府の新型コロナウイルス感染症及び労働・社会保障関連情報及び連合会の各種施策を届けることを目的に、特設ページを開設した。



3. 新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル開設

2020年3月12日より、従来から行っている「職場のトラブル相談ダイヤル」に併設して「新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル」を開設した。助成金・給付金関係、休業補償関係、休業関係及び感染症を理由とする解雇・雇止め・退職に関する相談内容が上位を占めた。



4. 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケートの実施

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症により休業等を余儀なくされた事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置を設ける等、支援内容を拡充したが、同助成金の申請にあたっての課題等もあがってきた。これらの状況を踏まえ、連合会では、厚生労働省あてに同助成金の改善を提案するにあたっての基礎情報として活用することを目的に、現場を熟知する社労士に向けて、2020年4月10日～19日の間で同助成金に関する課題や要望を広く受け付けるための緊急アンケートを実施したが、想定を上回る反響で、再延長の締め切り（5月17日）までに、913件（延べ）と多くの回答が寄せられた。

主な意見としては、①支給対象として、事業開始したばかりの事業所や過去1年以内に事業を拡大した事業所も対象としてほしい、②同じく支給対象として、「取締役」などの会社役員や個人事業主、家族従業者も対象としてほしい、③新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、生産指標要件を撤廃してほしい、④法定帳簿類の未整備などが散見される小規模事業者からの依頼について、不正受給による社労士の連帯債務制度があるため、リスクを冒した対応ができないため撤廃してほしい、⑤窓口毎によるローカルルールを撤廃してほしい、⑥助成金センター等、窓口の電話がつながりにくい状況にある、⑦要件やマニュアルが頻繁に変更されるため、利用者側、窓口側双方に混乱をきたしている、⑧雇用調整助成金の電子申請化等があがった。貴重な現場の声として、厚生労働省にお伝えし、雇用調整助成金の要件緩和等がなされるなど問題の改善につなげた。


厚生労働省に雇用調整助成金の改善を提案するにあたっての
基礎情報として活用するために実施

期間延長!

緊急アンケート実施

4月19日時点で740件の大変多くの声を寄せていただきまして、誠にありがとうございました。現在、期間を延長中ですので、引き続き、アンケートにご協力ください。

実施期間 令和2年4月10日(金)～4月19日(日) 延長→当面の間
実施方法 WEB形式(連合会ホームページ会員ページ)



主なご意見

- 支給対象：事業開始したばかりの事業所や過去1年以内に事業を拡大した事業所も対象とすべき
- 支給要件：生産指標要件の撤廃
- その他：社労士の連帯債務制度の撤廃

5. 社労士による雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金及び支援金の解説動画配信

(1) 雇用調整助成金に関する解説動画配信（一般向け）

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例を拡充し、同助成金の利用を促していたが、多くの事業主が同助成金を知らない、あるいは要件の確認、添付書類の不備等、申請に際し、苦慮している状況にあった。連合会としては、会長メッセージに基づき、1社でも多くの事業主と1人でも多くの労働者の雇用を守る取り組みを進めるため、同助成金が広く行き届くよう正確な情報提供や周知広報に努めることとし、連合会独自施策の1つとして、同助成金の解説動画を作成し、2020年4月21日に国民の皆様がアクセスできるよう、連合会ホームページにおいて同助成金の解説動画及び関連資料を公開した。

なお、経営者団体をはじめ、事業主の皆様積極的に利用いただくため、動画のリンク先を公表し、資料についても、どなたでもダウンロード可能な形とした。

また、宿泊事業者から、「雇用調整助成金の中身がよくわからない」、「必要な書類を把握しておらず、何度も窓口に行くことになってしまう」等の声が寄せられたことを背景に、観光庁からも同助成金の解説動画作成にかかる協力要請があり、観光庁及び連合会ホームページにて、宿泊業等観光業編として解説動画を作成し、配信した。

(2) 雇用調整助成金に関する解説動画配信及びQ & A (社労士向け)

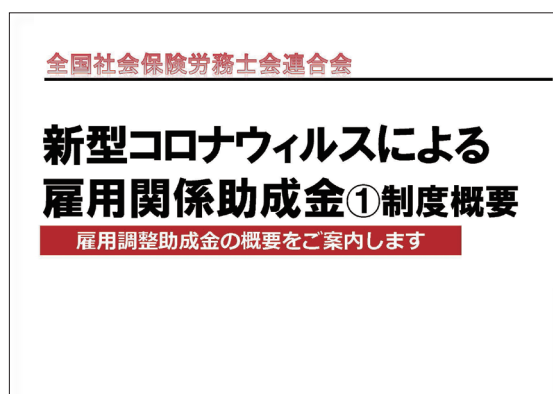
雇用調整助成金については、過去、全国的に社労士が取り扱ったのは2008年のリーマンショックの時であり、社労士によってノウハウが偏在している等の実情に加えて、新型コロナウイルス感染症に伴う特例が出され、要件が緩和される等の新たな展開もでてきており、社労士にとっても、それを踏まえた知識習得も必要と考えた。そこで、2020年4月22日に社労士向けの解説動画及び関連資料を、全ての社労士がアクセスできる、連合会ホームページ会員ページに公開した。

また、厚生労働省が公表しているQ & Aではなく、多くの社労士が疑問に持つことをピックアップし、より実務に則したQ & Aが必要であるとの認識から、相談頻度の高い業種と相談内容等を整理し、社労士の相談対応の質及びスピードの向上を図るとともに、併せて労働局及びハローワークの電話回線混雑緩和に資するため、連合会会員専用サイトに社労士向けの雇用調整助成金Q & Aを作成・公開するとともに、政府の制度改善・変更に対応すべく更新を行った。

(3) 小学校休業等対応助成金及び支援金解説動画配信 (一般向け)

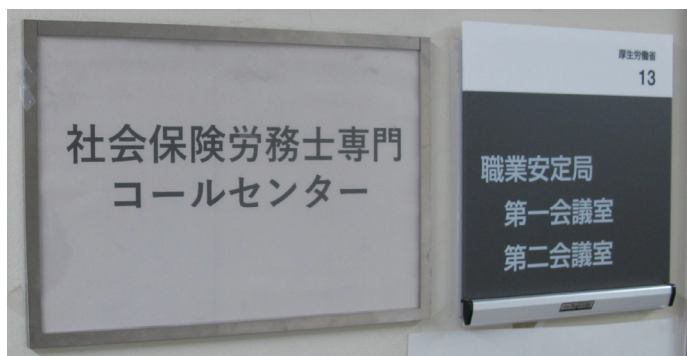
厚生労働省では、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金を創設し、また、同様の理由により、小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための新たな支援金も創設した(以下「小学校休業等対応助成金及び支援金」という)。新設された制度であるため、書類の書き方などについて、数多くのお問い合わせがあることから、厚生労働省では、国民向けに小学校休業等対応助成金及び支援金の解説動画を配信することとなり、連合会あてに本動画の講師依頼があった。連合会としては、前述の雇用調整助成金と同様の方針であることから、これに積極的に協力し、厚生労働省ホームページに解説動画及び関連資料が公開されるとともに、4月20日に国民の皆様がアクセスできるよう、連合会ホームページにおいても同様に公開した。

雇用調整助成金と同様、積極的に利活用いただくため、動画や動画のリンク先を公表し、資料についても、どなたでもダウンロード可能な形とした。



6. 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターの開設

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用調整助成金等コールセンター、ハローワーク等の機関に対して、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に係る専門的かつ詳細な問い合わせが多数寄せられていることから、事業主への迅速な支給決定に繋げるため、専用コールセンターを2020年5月18日に省内に設置した。



7. 今後に向けて

社労士として、新型コロナウイルスとの共存を見据えた「新しい生活様式」に対応した事業継続・雇用維持に向けて、今後も労働社会保険諸法令を扱う唯一の国家資格者として社会的使命を果たすべく、国民に寄り添った支援を引き続き行う。


特に、コロナ禍でキーワードとなった「デジタル社会への転換」やテレワークをはじめとする「働き方改革」の観点から、社労士が中小企業・小規模事業者に対し、新しいビジネスモデルを提案するなど、人の心に寄り添い「人を大切にする企業」づくりの支援を通じた「人を大切にする社会」の実現に向けて、国難を乗り越えたその先の新しい未来を社労士とともに創り上げるという姿勢で活動を展開していく。

〈新型コロナウイルス発生～2020年度連合会通常総会までの取り組み等〉

年月日	海外・国内・連合会の動き
2019.12.31	中国から WHO へ原因不明の肺炎発生の報告
2020.1.15	神奈川県内にて日本で初めての感染例を確認
2020.1.23	中国が武漢を閉鎖
2020.1.30	WHO が「緊急事態」を宣言
2020.2.11	WHO が新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19」と命名
2020.2.25	日本政府が新型コロナウイルス感染症の基本方針を発表
2020.2.26	日本政府が今後2週間の大規模イベントの中止、延期又は規模縮小等を要請
2020.2.27	日本政府が3月2日から春休みまで、全国全ての小学校・中学校・高校などについて、臨時休校を行うよう要請
2020.3.6	PCR 検査の公的医療保険適用の開始
2020.3.6	(連合会)「新型コロナウイルス感染症関係情報」緊急特設サイトの開設

2020.3.9	(連合会) 会長声明
2020.3.10	日本政府が新型コロナウイルス感染症を「歴史的緊急事態」に指定すると表明
2020.3.11	WHO が「世界的大流行 (パンデミック)」を宣言
2020.3.12	(連合会) 新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル開設
2020.3.13	新型インフルエンザ対策特別措置法改正が成立。14 日施行で、内閣総理大臣による「緊急事態宣言」が可能になる
2020.4.3	(連合会) 会長メッセージの表明
2020.4.7	特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出 (東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)
2020.4.10	(連合会) 社労士向け雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケートの実施
2020.4.16	緊急事態宣言の対象地域を 5 月 6 日までの期間、全都道府県に拡大
2020.4.20	(連合会) 小学校休業等対応助成金及び支援金解説動画配信※厚生労働省からの依頼
2020.4.21	(連合会) 雇用調整助成金に関する解説動画配信
2020.4.22	(連合会) 社労士向け雇用調整助成金に関する解説動画配信及び Q & A の作成・公開
2020.5.1	(連合会) 雇用調整助成金に関する解説動画配信※観光庁からの依頼
2020.5.4	緊急事態宣言の期間を 5 月 31 日まで延長することを決定
2020.5.8	(連合会) 雇用調整助成金に関する解説動画配信※厚生労働省からの依頼
2020.5.18	(連合会) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンター※厚生労働省からの依頼

〈日本経済新聞掲出広告〉



AR
AR
AR

変わりゆく世界。変わらない使命。

2020年、このわずか数か月の間に、
私たちの働き方や文化、価値観など、
すべてのあり方や考え方が大きく変わっていきました。

私たち社労士は
労働と社会保険制度の専門家として、
さまざまな企業や働く人々への
支援を続けてきました。
しかし、働く環境が大きく変化し、
多くの人々がその影響に悩まされています。
こんな時にこそ、
社労士の真価が問われていると感じます。


働く人の心に寄り添うこと。
そのご家族にまで、想いをはせること。
この世界を取り巻く環境がどんなに変わろうとも、
私たち社労士の使命が変わることはありません。


一社でも多く、企業の経営を維持し、
一人でも多く、働く人たちの生活を守り、
このかつてない危機をともに乗り越えていくために。
企業の労働・雇用に関する適切なアドバイスや
助成金申請の支援などを通じて、
これまで以上に全力で使命を果たしてまいります。

Beyond CORONA

社 労 士

「Beyond CORONA」特設ページでは
ショートムービーや新型コロナウイルス対応の
相談ダイヤル等をご紹介します。



 全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS ASSOCIATIONS